

《特別寄稿》

横浜正金銀行シドニー支店の信用状に関する一考察

石 田 高 生

目 次

はじめに

1 信用状の構成と分類

2 信用状の書式の特徴

3 信用状に関する諸問題

おわりに

はじめに

オーストラリア国立公文書館は、第二次世界大戦前にオーストラリアで活動した日本の企業の接収書類および記録等を公開し始めた。近年、これらの資料に基づく研究は、天野氏 [2010]、市川氏 [2010]、秋谷氏 [2013] によって出版されている¹。3氏の研究は、戦前の日豪貿易における日本商社の企業活動と羊毛取引の構造を日本国内の資料とオーストラリア公文書館の資料に基づいて明らかにしたものである。公文書館シドニーフィルモア館の資料の中には、横浜正金銀行シドニー支店の資料も含まれており、これらはオーストラリアおよび日本における金融史研究に新しい視点を提供するものと期待される。

正金銀行の研究史に関しては、加藤氏 [1988] の丁寧な整理があり、さらにその後も数多くの研究の蓄積がある²。正金銀行シ

ドニー支店の活動については、高村氏 [1988] の研究が唯一の総合的なものである。1920・30年代における日豪羊毛貿易と信用状の書式変化を中心に正金銀行シドニー支店の貿易金融業務を包括的視点から解明したものである。特に、1923年以降におけるDC号信用状およびポンド手形決済への変化について興味深い説明がなされている。しかしそれ以前の信用状の実態については未解明となっている³。日本の貿易決済における円手形およびポンド手形の利用に関して、1915年シドニー支店設立の前後から日豪間の外國為替取引の実情を明らかにしてみる必要があるのではないだろうか。

本稿は、正金銀行シドニー支店の設立当初から1922年までの信用状の集計とその変化を検討して、当時の日豪間の貿易決済の実態を明らかにしてみたい。この点で参考になるのが平氏 [1984]、横内氏 [1986]、山崎氏 [1988] の研究である。各氏の研究は、直接にシドニー支店を対象とするものではないが、それぞれの論点は多岐に及び、第一次大戦前の正金銀行シドニー支店の信用状および外國

治 [1999]、他に多数ある。

³ 高村氏は、DC号信用状の拡大とポンド手形による決済の広がりについて、正金銀行の為替政策の転換が影響したことを強調している。また、アジア地域における決済の広がり、ポンド手形を巡る銀行間競争の影響も指摘されている（高村直助 [1988] 254～256ページ）。

¹ 天野雅敏 [2010]、市川大祐 [2010]、秋谷紀男 [2013]。

² 加藤俊彦 [1986]、水沼知一 [1968]、山口和雄・加藤俊彦 [1986]、伊藤正直 [1989]、石井寛

は、高島屋飯田の羊毛取引の決済の一部がB号円建てによって行われたように、羊毛取引の決済にB号信用状も利用されたことが伺える。また、オーストラリアのBHPの決済は、ポンド手形によるものであったが、これも一部円建てにかわっている。明治屋のバターの輸入もこれまでほとんどポンド手形であったが、円建てに転換しているなど、B号においても円手形の振出が増加した。1922年の円手形決済の拡大の要因は、まず羊毛取引の回復に求められるが、中村氏や伊藤氏の指摘にあるように日本の重化学工業化の進展や内需の強さを反映しているとも考えられる²⁴。さらに1922年シドニー支店の為替政策が、ポンド手形よりも円手形の取組を顧客にとって有利に建てるこであったように、正金銀行の政策的な効果もあった²⁵。

2 信用状の書式の特徴

C号信用状

C号信用状は、輸出業者の代金取立のために為替手形の取組をシドニー支店に指図するものであり、少なくとも1920年代始めまで日豪貿易の日本の輸入において広く利用されていた書状である。信用状に基づいて、輸出業者は、B/L, インボイス, 保険証券で構成される船積書類を作成し、為替の取組と買取を申して、輸出代金の支払を受けた。1918年には、取消不能の文言がはっきりと見られ

る²⁶。

羊毛輸入に対する信用状の発行依頼人(支払人)と受益者(受取人)は、兼松商店—兼松(オーストラリア), 高島屋飯田—代理店, 増田屋—鈴木商店, 大倉商事—大倉商事(シドニー)などとなっており、日本の羊毛買付商社の羊毛輸入は、ほとんどC号信用状・円建て取引となっていた。上記の他に、1922年以前にC号信用状を頻繁に利用した商社は、三井物産, 日本綿花, 内外貿易, 大沢商会, 岩井商店などがあり、多くは羊毛貿易を行った商社である²⁷。日本の商社による羊毛買付の決済の多くは、為替手形の支払人が受取人でもあるという特異な構成になっていた²⁸。

兼松商店, 高島屋飯田, 三井物産など、規模の大きい商社は、羊毛収穫期である11月から3月に定期的にC号信用状を各支店や他の銀行に開設しており²⁹, 支払限度額は10万円から100万円を超える金額で設定されていた。そして、必要に応じて一つの信用状で多いときには10~15通の手形を振出すことであった。そのために、兼松商店の手形期限は、一覧払いから120日払いまで、分割裏書きして手形が発行できるようになっていた³⁰。

²⁴ 中村隆英 [2012] 68ページ, 伊藤正直 [1989] 130~131ページ。

²⁵ 「シドニー支店は羊毛をはじめ輸出為替にすべて円手形を取組み、その買取相場をLondon drawing(ポンド手形取組)よりも顧客にとって有利に建てるこを年来の方針として実行してきた」(高村直助 [1988] 254ページ)。1923年についても「オーストラリア羊毛為替をすべてYen drawing(円貨為替取組)とする原則は——もとより当年も不変であった」(高村直助, 同上)。

²⁶ 1918年12月13日付C号信用状において取消可能に関する以下の文言が見られる。「この協定は、関係するすべての構成者において利害が合意されるならば、いつでも取消可能である」(Advice [1915~1918])。

²⁷ 日本の商社の豪州進出については天野雅敏 [2006] 301~302ページを参照。

²⁸ 秋谷氏によると、羊毛買付商社は、毛織会社からの委託注文を受けて、何らの担保、保証を受けずに、その注文に基づいて、自から信用状を開いて高額な羊毛を輸入するという無担保貸付ともいいうべき方法をとっていた(秋谷紀男 [2013] 152ページ)。

²⁹ 信用状発行額にも季節的な変動がある。羊毛収穫期が11月から3月まであり、その結果オーストラリア羊毛輸入関係の信用状の発行件数は、その2ヵ月前の9月から増加する傾向がある。

³⁰ 1919年10月3日東京支店C 12信月状は、大

ただし、増田屋一鈴木商店については、原毛の取引に関して C 号信用状によりポンド手形の決済が行われたこともある³¹。

輸出業者がオーストラリア企業及び個人の場合、C 号においてもポンド建てとなることがある。例えば、明治屋のバター・ビスケットの輸入、鈴木商店と The Broken Hill Associated Smelters Proprietary (以下、BHP と略記する)との取引、大沢商会と W. Mofflin & Co. Ltd. などポンド建てとなっている。BHP との取引は、すべてポンド手形の決済となっており³²、これらは輸出業者の意向が強く働いたものと考えられる。

オーストラリア羊毛の輸入が日本の商社によって行われていたこと、また日豪貿易において決済通貨の選択が短期的に大きく変動したのをみると、C 号信用状による円手形の決済は、1920 年代始めまでの日豪間の羊毛貿易における特殊な決済手段であったのではないだろうか。ただし、第一次大戦期という特殊的な条件も考慮しておく必要がある。開戦直後、イギリスの商業銀行はロンドン割引市場から資金を回収したので、割引商会は新たに発行されるポンド手形の割引を拒否したという指摘もあり、この影響をどのように評価するか重要な問題である³³。

C 号・円手形決済は、日本の羊毛買付商社にとってリスクの小さい決済方法であった推

倉事が開設した 10 万円を限度とするポンド手形の取組を指図するものであるが、その裏面にはポンド手形が同年 12 月 22 日より 16 通も発行されたものである。1922 年 2 月 22 日神戸支店 C 5991 信用状は、兼松商店が兼松（オーストラリア）にために開設したものであり、100 万円を限度として 60 日払い円手形の取組を指図するものであった。この信用状により発行された円手形は、1922 年 3 月 8 日 27 万 1654 円 40 銭の手形から同年 4 月 27 日 7756 円 50 銭の手形まで、11 通もあった。

³¹ Advice [1915~1918].

³² Letters of Credit [1918~1919].

³³ J. Atkin [2005] pp.24~25.

測される。しかし羊毛買付商社にとってシドニー支店での円手形の取組は、羊毛買付代金に必要な外貨（ポンド）の獲得手段であり、正金銀行シドニー支店にとっては外貨の前貸を意味しており、外貨の調達が必要となる。シドニー支店の外貨調達は、短期であればオーストラリアの諸銀行とのコール資金の取引によって満たされる。シドニー支店とオーストラリアの諸銀行との当座勘定による決済については、資料の Bank Statement (SP 1099/109) を調査することが必要となるだろう。

シドニー支店のポンド資金の調達が短期的決済資金である限り、オーストラリア貨幣市場の資金需給の問題として、貨幣政策の対象となるものであるが、しかし日本の商社の羊毛買付代金の需要が増大して、シドニー支店の外貨調達が著しく増加するとき、オーストラリアの短期貨幣市場で調整できるのか、すなわち羊毛買付商社の外貨資金需要をオーストラリアにおいて円手形の買取によって満たすことができるのか、そこには大きな限界がある。1923 年以降日本の羊毛輸入が急増するとき、ロンドン金融市場での資金調達に転換せざるを得なかったのではないだろうか。これが C 号から DC 号へ信用状が変化する要因となったと考えられる。

B 号信用状

B 号信用状は、輸出業者が船積書類を示したとき、その領收証 (receipt) に対して、インボイス記載の金額を支払うことを指図する書状である。信用状の記載事項に関しては C 号との大きな違いはないが、B 号は受益者に対する代金の支払が手形の取組・買取によって行われるのでなく、輸出業者への支払の後に手形 (draft) が発行される点に特徴がある³⁴。ドラフトは、輸出業者の支払の後

³⁴ B 号における Payment on receipt credit は、

にシドニー支店が期限内に支払の資金回収として、輸入業者を名宛人にポンド建てか円建てかで振出されるものである。つまり銀行振出の手形である。

1920 年代始めに、B 号を開設した日本の商社は、鈴木商店、岩井商店、明治屋、内外貿易、国際貿易、久原商事などであり、日豪の羊毛貿易において重きをなした商社ではない。神戸支店、東京支店、大阪支店で主に開設され、またシンガポール支店、香港支店、大連支店などでも開設されている。また対象となる商品は、羊毛を除く、小麦、小麦粉、皮革、肥料、雑貨、獸脂、アイボリーナッツ、亜鉛、鉛、バター、皮革、貝殻、獸骨などである。手形発行極度額も小麦・小麦粉を除くと、100 ポンドから 2000 ポンド前後であり、C 号信用状と比べると著しく低額である。

B 号は手形の買取でないために、シドニー支店にとって、輸出業者への代金の支払いによりポンド資金の補填が問題となる。ポンド資金の調達は、オーストラリア諸銀行との短期資金の取引、ドラフトの発行によって貯われることになる。

DC 号信用状

シドニー支店が DC 号信用状を受けた最初の事例は、1915 年 12 月 23 日付、神戸支店により電信通知された信用状である。この通知は、DC, No.517、60 日払いのポンド手形の取組であり、開設依頼人は鈴木商店、受益者は BHP である³⁵。1922 年までシドニー支

手形の代わりに受益者の署名する受領証と引換えに支払うことを指図した信用状である。「この場合、受益者にとって手形上の償還義務が発生しない点は、一見受益者にとり有利であるが、実質的に変わりはない。むしろ手形と受領証といずれが stamp duty が安いかという経済的考慮による場合が多いであろう」(高山勝秀 [1959] 172 頁)。

³⁵ Advice [1915~1918] No.3、他の 3 通は、Popoff Bros. & Co. Brisbane の依頼による荷馬

店にとって、DC 号信用状の利用は限られたものであった。

DC 号信用状は、確認荷為替信用状 (confirmed) の形式をとり、さらに取消不能が明記されている。輸出業者は、信用状によつて正金銀行ロンドン支店宛に 60 日払い、あるいは 90 日払いドラフトを振出す権利を与えられており、船積書類 3 通を作成して、シドニー支店において為替の取組を行うことができた。買取られたポンド手形は、船積書類 1 通を添付して正金銀行ロンドン支店に送付される。

1921 年 6 月 21 日付、大阪支店より通知された DC, No.184 信用状のコピーは、印刷された書式のものであり、大阪の安宅商会が開設依頼し、受益者はメルボルンの BHP である³⁶。上記と同じ開設依頼人・受益者による DC, No.190 信用状では、ドラフト 2 通の作成と船積書類 4 通を作成することになっている³⁷。BHP を受益者とする信用状は、同社がロンドン宛ポンド手形による決済を強く求め、その結果、ロンドン支店宛のポンド手形による決済、すなわち DC 号信用状が選択されたと考えられる。

1922 年 7 月 11 日 DC 号信用状 (DC, No.1) は、シドニーの日本綿花によりシドニー支店に開設されたものである。この信用状は、インドからのトウモロコシの輸入を決済するために発行され、カルカッタの日本綿花が正金銀行ロンドン支店宛に 90 日払いポンド手形を振出すことを指図したものである。アジア地域の決済がロンドンを媒介とする点で注目され、DC 号信用状の特徴を良く示すものである³⁸。

車の輸出に関するものであり、受益者も同社となっている (Advice [1915~1918])。

³⁶ Letters of Credit [1921].

³⁷ Ibid..

³⁸ Letters of Credit [1922]. ニュージーランドへの信用状の発行は 1915 年から確認できる。1920